

行政書士コース

情報集約産業*として

山内常男さんの事務所は、東京・巣鴨の有名な「とげぬき地蔵」の前にある。参詣のため年配女性が行き交うなか、いさか古びたビルの上階に上がり、ドアを押すと山内さんが迎え入れてくれた。

事務所の標には顧客別のファイルがぎっしり並んでいる。開業一八年の成果だ。いわゆる補助者(事務員)が四人。うち一人は若い男性で「息子です」と山内さんが言った。

「この仕事も、子どもが継ぎなくなるような魅力的なものじゃないとね」

事務所開設の前に三年間、山内さんはある事務所で補助者をつとめていた。「ほとんど顧客の開拓に従事していましたが、開業してからこの経験が大変役立ちました」。その前には三〇もの職業を転々としていたという。

そしてあるとき、自分が世話好きであり、コンサルタントに向いていると考え、独立しよう

よう業法で定められているのである。

また、ちよつと驚いたかもしれないが、行政書士は図面も作成することができる。たとえば、風俗営業許可申請書に添付する配置図、周辺図、求積図などがそうである。

第二条の「相談に応ずること」も大事な業務だろう。山内さんが自らを「コンサルタント」と言っているのも、この業務の重要性をあらわしている。「そのためには各種法律を熟知し、的確なアドバイスができなければならぬ。日頃の情報収集、研究を怠ってはいけません」(山内さん)。

急増した入管関連の書類作成

行政書士の仕事として、最近急激に増えてきたのが、外国人に関する書類作成である。といっても、観光客には関係ない。

研修・雇用で企業が呼ぶ外国人らの在留資格取得や期間更新などに関して、出入国管理及び難民認定法(入管法)に基づき、入管局に届け出る書類が大変増えたのである。そしてこの業務は、現在、法務大臣認定の申請取次ぎの資格を持つ行政書士の「独壇場」であるという。

山内さんは、九〇年に作られた行政書士の任意団体、「国際行政書士協会」の中心メンバーである。この会は設立以来、外国人に関する業務を中心に、現在まで百数十回の勉強会を実施してきている。

「プロフェッショナルとして、新しい業務の研究を欠かすわけにはいきません」(山内さん)。では、プロへの道はどう進むのか。一定期間

と行政書士を志す決心をした。資格を取得してからまず自宅を開業し、三年後に現在の事務所を構えた。

「この仕事は、情報集約産業」です。いろんなアンテナを張っておかなくてはならない。また、どんな相談にも親切に応じる必要があります。後から仕事に結びつくことも多い」。

どうも聞いていると、資格を取得してもすぐに開業というのはむずかしいようである。山内さんも、「一定期間、基礎研修と開業準備、実務研修を積んだ方が成功すると思います」と言った。

作成可能な書類は三千種も！

全国の行政書士は三万六〇〇八人(女性二九三八人)。彼(彼女)らは、一体どんな業務に携わっているのだろうか。ここで、仕事内容について簡単に触れておこう。まず、行政書士法の第一条と第二条を引いておく。

以上の行政事務経験者に資格を付与する制度もあるが、これは学生諸君には余り関係ない。つまり、行政書士試験をまずはくぐり抜けなければならぬのである。

試験(筆記)は例年、各都道府県の会場で、一〇月に全国一斉に行う。試験内容は、(一)行政書士の業務に必要な法令、(二)一般常識、(三)論述、の三分野である。(一)は一一の法令から適宜出題されるが、行政書士法、憲法、民法、行政法は必須科目。(二)は、国語、政治・経済から地理、時事、数学まで広い範囲が出題される。(三)は与えられた課題の論文(八〇〇字以内)作成となっている。

日本行政書士会連合会によれば、九六年度の受験者総数は三万六六五五人で、合格者が二二四〇人。合格率は六・一パーセントだった。一昨 years が、なぜか四・五パーセントと大変競争率の高い年だったが、それを除くと、ここ数年間はほぼ九パーセント台で推移していた。しかしまた、競争率は上昇しはじめたようだ。試験に合格し、連合会に登録すると、そこを経由して各都道府県の書士会に入会、初めて開業できることになる。

業績は意欲と工夫次第で

ところで将来の進路として考えたさい、気になる収入面はどうだろうか。ちなみに山内さんは、年商三一〇〇〇三二〇〇万円とのことだ。行政書士として成功例といえそう。九四年一〇月に連合会が発表した、「行政書士業務取り扱い状況調査」(回答数一七四一件)を見ると、

第一条 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む)を作成することを業とする。

第二条 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、同条の規定により行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続きを代わって行い、又は当該書類の作成について相談に応ずることを業とすることができる。

官公署といえ、国の機関と地方公共団体のすべてであり、その範囲はきわめて広い。そこへ提出する書類の作成と提出を行政書士は行うことができるわけである。ただし、法律で制限されている分野もある。たとえば、不動産登記や商業登記は司法書士の業務であるし、税金申告の書類は税理士が、特許関係は弁理士の業務となっている。

しかし、行政書士の作成可能な書類は、三千種類もあるとされるから、業務の開口が最も広い国家資格ではないだろうか。次に作成書類の内容を見ておこう。

第一条でいう「権利義務に関する書類」とは、売買契約書、遺産分割協議書など財産関係のもの、婚姻届けや養子縁組届けなどの身分関係の書類を指す。「事実証明に関する書類」は、たとえば略歴書、身分証明書などが該当する。何だか就職試験に必要な書類、というようなイメージを持つかもしれないが、そうではない。建設業許可申請、宅地建物取引業免許申請などを法人が申請する場合、必ず略歴書を添付する

年間収入三〇〇万円以下が一〇九五件と六二パーセントも占めている。

これではちよつと、と思うだろう。だがこれは、国や地方公共団体の公務員として、一定期間、行政実務経験を経て資格を持った行政書士の収入を示しているものとみてよい。つまり役所を定年退職した人たちが、年金をもらいながら、いわば「片手間」に開業しているわけだ。三〇一万円から一〇〇〇万円までが四〇七件で二四パーセント、一〇〇一万円から三〇〇〇万円が一六八件で、一〇パーセントとなっている。五〇〇〇万円以上も一六件あった。補助者の人数は、ゼロが多く九〇四件、一人が四六四件、二人以上が三三〇件だった(無回答は除く)。

「詳細企業」と言えるだろう。だが、「工夫次第で業績をどんどん伸ばすことができます。要は意欲と努力です」(山内さん)。さらに、大きな責任は伴うが、なにこれも自分の采配と判断で進めることができるし、組織にしがたられ、ヘンな気を回すことなく自由に動けることも魅力である、と言う。

最後に、行政書士の仕事に興味を持つ学生に向け、山内さんは、こう助言してくれた。「受験勉強ももちろん大切ですが、それだけでなく、世の中に関心を持ち、探究する眼を持続してください」。